

## 八女市ホームページ広告掲載取扱要綱

(平成20年5月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市(以下「市」という。)が、インターネット上に公開しているホームページへ掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 掲載できる広告及びリンク先WEBページの内容は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市民生活に利便を供することのできるものであること。
- (2) 公正で真実なものであること。
- (3) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (4) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (5) 市の広報媒体として、公共性、中立性及び品位を損なうおそれがないこと。
- (6) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれがないこと。
- (7) 公の秩序又は善良な風俗習慣に反しないものであること。
- (8) その他公益上特に支障がないと市長が認めたものであること。

(広告の優先順位)

第3条 掲載する広告の優先順位は、次の順序とする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 公共的性格を有する法人で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に該当しないもので、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に該当しないもの

(広告表示方法及び規格)

第4条 広告の表示方法は、バナー広告(ホームページ上に表示されている帯状の広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。)とし、規格は次のとおりとする。

- (1) データの形式は、GIF又はJPEG形式を用い、画面表示は、縦40ピクセル、横150ピクセル、容量は、10KB以内とすること。
- (2) WEBアクセシビリティ(高齢者、障害者等配慮設計指針をいう。)に準拠した静止画とすること。

( 広告の掲載位置及び掲載数 )

第5条 広告の掲載位置及び掲載数は、市ホームページのトップ画面で、市が指定する位置及び掲載数とする。

( 広告の掲載期間 )

第6条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、継続的に複数月の掲載も可能とする。  
なお、広告掲載期間中に、市のサーバ等のメンテナンス等により、ホームページの公開を停止する期間についても掲載期間に含まれるものとする。

( 掲載しない広告 )

第7条 トップページに掲載しない広告は、内容が第2条の広告掲載基準に反するもののほか、次のとおりとする。

- ( 1 ) 政治、宗教及び思想信条に関するもの
- ( 2 ) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- ( 3 ) 風俗営業に類するもの
- ( 4 ) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- ( 5 ) 著しく画面の調和を損なうと認められるもの
- ( 6 ) その他トップページに掲載することが不相当と市長が認めるもの

( 広告取扱業者による広告の取扱い )

第8条 市長は、広告の掲載の決定及び削除を除き、広告の掲載に関する事務を広告取扱業者(以下「取扱業者」という。)に取り扱わせるものとする。

( 広告掲載の申請及び審査 )

第9条 当該広告を掲載しようとするもの(以下「広告主」という。)は、取扱業者に対し申込み等を行うものとする。また、掲載済み内容の大幅な追加、変更等を行う場合も同様とする。

2 前項の申込み等を受理した取扱業者は、掲載、変更等をしようとする広告の原稿及びそれに伴う資料等をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、掲載を中止する等、緊急を要する場合は、事後承認でよいものとする。

4 市長は、第2条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。ただし、広告主に市税、国民健康保険税及び税外徴収金の滞納がある場合は、広告の掲載を許可しない。

( 広告主の責任 )

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、広告の掲載に支障があると認められるときは、取扱業者を介して、当該掲載を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。